

大田市告示第191号

令和3年度大田市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））支給事務実施要綱を次のように定める。

令和3年12月3日

大田市長 楫野弘和

令和3年度大田市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））支給事務実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領」（令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として実施する、令和3年度の子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金） 前条の目的を達するために、大田市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。
- （2） 支給対象者 別記第1に掲げる子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）が支給される者をいう。
- （3） 中学生支給対象者 中学生までの対象児童に係る支給対象者をいう。
- （4） 高校生支給対象者 支給対象者のうち、平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた高校生（これに準ずる者を含む。）児童の主たる生計維持者をいう。
- （5） 一般支給対象者 中学生支給対象者又は高校生支給対象者のうち、市から支給している児童手当の受給記録等を基に、市が、子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）の支給の申込みを行う者

をいう。

(6) 新生児 令和3年9月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童のことをいう。

(7) 新生児支給対象者 新生児を支給対象児童とした児童手当受給者（児童手当法（昭和46年法律第73号）附則第2条第1項の給付の受給者を除く。）をいう。

(8) 対象児童 別記第2に掲げる者をいう。

（子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）の支給等）

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）の金額は、対象児童1人につき50千円とする。

（一般支給対象者に対する支給の申込み等）

第4条 市は、一般支給対象者に対し、子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）の支給の申込みを行う。

2 一般支給対象者は、前項の申込みを受けた際、様式第1号により子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、申込みから2週間以内に前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）を支給する。

（一般支給対象者に対する支給の方式）

第5条 一般支給対象者に対する市による支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、監護する児童が死亡したことにより、児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）の支給に支障が生じる恐れがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式を行う。

(1) 児童手当口座振込方式 市が把握する令和3年10月の児童手当振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに、一般支給対象が市に様式第2号により前号の指定口座の変更を届け出、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 前条第3項の支給決定前までに第1号の口座の解約等を届け出、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(一般支給対象者以外に係る申請受付開始日及び申請期限等)

第6条 中学生支給対象者及び高校生支給対象者のうち、市が子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）の支給の申込みを行った者以外の申請が必要となる者に対して支給する子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）に係る市申請受付開始日は、中学生支給対象者と高校生支給対象者ごとに（同日の場合含む。）第3項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から令和4年3月31日を目途に市長が別に定める日とする。

3 申請及び支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書（様式第3号）を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書（様式第3号）を市の窓口に出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書（様式第3号）を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(新生児支給対象者に係る申請及び支給の方式)

第7条 新生児支給対象者については、新生児出生時に行った児童手当の認定請求又は額改定請求と併せて様式第4号により子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）の申請を行った者については、児童手当振込指定口座に本給付金を振り込むこととする。児童手当の認定請求又は額改定請求をした後、様式第4号により別途本給付金について申請を行った場合には、既に設定されている児童手当振込指定口座に振り込むことを原則としつつ、様式第4号に記載された振込指定口座に本給付金を振り込むこととする。（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）

なお、以前及び現在の児童手当受給の記録や他の給付金受給の記録を基に子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）の支給が可能な新生児支給対象者については、市長が、新生児支給対象者に対し、支給の申込みを行う。

2 申請及び支給に関しては前条第3項及び第4項を準用する。

（代理による申請）

第8条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

（申請を要する支給対象者に対する支給の決定）

第9条 市長は、第6条第1項及び第7条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請を要する支給対象者に対し、子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）を支給する。

（子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）の支給等に関する周知）

第10条 市長は、子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請を要する支給対象者から第6条の申請期限までに申請が行われなかった場合、当該支給対象者が子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付

金)の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童手当振込時における指定口座(支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座)に子育て世帯等臨時特別支援事業(先行給付金)として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和4年3月31日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、本件契約は解除される。

3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、子育て世帯等臨時特別支援事業(先行給付金)の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て世帯等臨時特別支援事業(先行給付金)の支給を受けた者に対し、支給を行った子育て世帯等臨時特別支援事業(先行給付金)の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 子育て世帯等臨時特別支援事業(先行給付金)の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、令和3年12月3日から施行する。

## 別記(第2条関係)

### 第1 支給対象者

1 子育て世帯等臨時特別支援事業(先行給付金)(以下「子育て特別給付金」という。)は、令和3年9月分の児童手当法(以下「法」という。)による児童手当(以下「児童手当」という。)の受給者(法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。)、高校生(これに準ずる者を含む。)を養育している者であって児童手当の

本則給付相当の受給者である者若しくはそれに準ずる者で令和3年9月30日の基準日（以下「基準日」という。）に本市に住所を有するもの（施設設置者等を含む。）又は令和4年3月31日までに出生した新生児の児童手当受給者（法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。）に対して支給する。

2 子育て特別給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して子育て特別給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

<p>① 基準日後に受給者等が死亡した場合（この2の規定により子育て特別給付金を支給される者が、当該者に対して子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）に係る児童手当の支給を受ける者又は左欄に掲げる者の死亡した日以後に高校生を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>② 基準日の翌日から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童（法第4条第1項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。）又は里親等へ委託され若しくは障害児入所施設等へ入所若しくは入院している高校生（以下「高校生の施設入所等児童」という。）であることを市が把</p>	<p>左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童若しくは高校生の施設入所等児童が委託されている里親等又は左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童若しくは高校生の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者</p>

握した場合	
<p>③ 基準日の翌日から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にして、当該受給者等の配偶者（現に第2に規定する対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が市に到達した場合又はこれに準ずる手続を行った場合</p>	<p>左欄に掲げる当該受給者等の配偶者</p>

## 第2 対象児童

第1に規定する者（以下「支給対象者」という。）に支給される子育て特別給付金の対象児童（子育て特別給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は、次のア～エに掲げる者とする。

ア 支給対象者に支給される令和3年9月分の児童手当に係る児童

イ 基準日において支給対象者に養育される高校生

ウ 基準日において里親等へ委託され又は障害児入所施設等へ入所若しくは入院している高校生

エ 令和4年3月31日までの間に出生した児童（ア～ウに掲げる者を除く。）

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)受給拒否の届出書

市区町村  
受付印

大田市長 殿

- 1, 私は、「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)」の受給について拒否することを、ここに届けます。
- 2, 本届出により、「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先

( )

**本人確認書類添付箇所**

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し



令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)  
支給口座登録等の届出書

令和3年9月分の児童手当支給市区町村

大田市長

殿

市区町村  
受付印

1. 届出者・申請者(児童手当を受給していた方(もしくはそれに準ずる方))

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所(住民票所在地)
	男・女	昭和・平成 年 月 日	電話 ( ) ※日中連絡のつく連絡先 住所(令和3年9月30日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記載不要

2. 新規振込先指定口座(児童手当を受給していたご本人名義の口座に限ります。)

下記の金融機関口座(原則、1.の届出者の口座とします。)への振込みを希望します。

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		「1.届出者」名義に限る。カナ(又はアルファベット) ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関番号	店番号			

※うち銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※ 窓口での現金支給を希望します。   (左のチェック欄への記入をお願いします。)

※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、その理由と本人確認資料を裏面に添付してください。

口座振込が出来ない理由

**振込先金融機関口座確認書類**

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

様式第3号(第6条関係)

高校生等

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)申請書

市区町村  
受付印

令和3年9月30日時点の住民票所在市区町村

大田市長

殿

1. 申請者

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ( )
			申請者の住所(令和3年9月30日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要

※下記の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

2. 配偶者

配偶者の有無 有・無

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	配偶者の現住所(住民票所在地) ※申請者と同じ場合は記入不要
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ( )
			配偶者の住所(令和3年9月30日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要

※下記の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

3. 対象児童

※「支給対象児童」の範囲については記載要領を参照してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童(高校生)に○をつけてください	同居・別居の別	結婚している場合○をつけてください	住所(別居の場合のみ記入)
1			男・女	平成・令和 年 月 日		同居・別居		
2			男・女	平成・令和 年 月 日		同居・別居		
3			男・女	平成・令和 年 月 日		同居・別居		
4			男・女	平成・令和 年 月 日		同居・別居		

※同居・別居の別については令和3年9月30日時点の状況を選択してください。

4. 添付書類

- この給付金の振り込みを希望される通帳等のコピーを添付してください。(必須)。
- 申請者が公務員以外の方は、申請者及び配偶者の方の令和3年度(令和2年分)課税証明書を添付してください。
- 対象児童の方が大田市以外に住民登録をしておられる場合は、その住民登録をしている市町村の住民票(本籍地が記載されているもの)。
- 申請者が公務員以外の方で、令和3年1月1日以降大田市に転入された方は、前住所地で申請者及び配偶者の方の令和3年度(令和2年分)課税証明書を添付してください。

【誓約・同意事項】

- 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- 子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)の支給要件の該当性等を審査等するため、大田市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、大田市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 大田市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、大田市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、大田市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)を返還します。

(裏面も確認してください。)

## 5. 受取方法

口座をお持ちでない方や児童手当を受給していない高校生の保護者の方等は下記に記載の上、届け出をお願いします。

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

→【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)		(フリガナ)
					口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座			
金融機関番号	店番号				

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※なお、口座開設が出来ない等、振込口座を指定していない方は下記チェック欄に○の記入をお願いします。

○児童手当振込口座を持っていないため、大田市窓口での現金による支給を希望します。

チェック欄

(公務員のみ) ※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。

### 公務員児童手当受給状況証明欄 (所属庁の証明書、決定通知書等添付でも可)

※特例給付の対象の方(児童手当の所得制限限度額以上の方)は証明されません。

証明欄 附番

申請・請求内容等は相違なく、上記の申請・請求者は、上記\_\_\_\_\_人の対象児童に係る令和3年9月の児童手当の受給者であること等(平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた児童を含む)について証明します。

令和 年 月 日

証明者

証明事務担当者

担当課(室)・担当係

電話番号

### 振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

様式第4号(第7条関係)

新生児

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)申請書

市区町村  
受付印

住民票所在市区町村

大田市長

殿

1. 申請者

児童手当の手続きと併せての申請の場合は、右欄に○を記載してください。  
記入日、申請者氏名以外の記載は不要です。

記入日

令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ( )

申請者の住所(令和3年1月1日時点の住民票所在地)  
※現住所と同じ場合は記入不要

※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

2. 配偶者

配偶者の有無

有・無

記入日

令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	配偶者の現住所(住民票所在地) ※申請者と同じ場合は記入不要
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ( )

配偶者の住所(令和3年1月1日時点の住民票所在地)  
※現住所と同じ場合は記入不要

※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

3. 対象児童

支給対象となる新生児児童(令和3年9月以降令和4年3月31日までに出生した児童)について記入してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	同居・別居 の別	住所(別居の場合のみ記入)
1			男・女	令和 年 月 日	同居・別居	
2			男・女	令和 年 月 日	同居・別居	
3			男・女	令和 年 月 日	同居・別居	

※同居・別居の別については申請時点の状況を選択してください。

4. 添付書類

- この給付金の振り込みを希望される通帳等のコピーを添付してください。(必須)。
- 申請者が公務員以外の方は、申請者及び配偶者の方の令和3年度(令和2年分)課税証明書を添付してください。
- 申請者が公務員以外の方で、令和3年1月1日以降大田市に転入された方は、前住所地で申請者及び配偶者の方の令和3年度(令和2年分)課税証明書を添付してください。

5. 受取方法

給付金は児童手当振込口座(原則、1.の申請・請求者の口座となっています。)へ振込みます。  
公務員の方等は下記に記載の上、届け出をお願いします。又振込先金融機関口座確認書類を添付してください。  
※なお、口座開設が出来ない等、児童手当振込口座を指定していない方は下記チェック欄に○の記入をお願いします。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

○児童手当振込口座を持っていないため、大田市窓口での現金による支給を希望します。

チェック欄

(裏面も確認してください。)

**【誓約・同意事項】**

- (1) 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- (2) 子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)の支給要件の該当性等を審査等するため、大田市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、大田市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 大田市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、大田市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、大田市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)を返還します。

**(公務員のみ)** ※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。

**公務員児童手当受給状況証明欄 (所属庁の証明書添付でも可。)**

証明欄 附番

※特例給付の対象の方(児童手当の所得制限限度額以上の方)は証明されません。

申請・請求内容等は相違なく、上記の申請・請求者は、上記\_\_\_\_\_人の対象児童に係る児童手当の受給者であることを証明します。

令和 年 月 日

証明事務担当者

証明者

担当課(室)・担当係

電話番号

**振込先金融機関口座確認書類**

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し